

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による意見の聴取(二件)……………一

……(都市整備局市街地建築部調整課)……………一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二

……(環境局総務部環境政策課)……………二

○土砂災害警戒区域等の指定……………三

……(建設局河川部指導調整課)……………三

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四

……(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案……………五

……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………五

○低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………六

……(環境局環境改善部大気保全課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七

……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

告示

●東京都告示第十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年一月十九日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一四会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区丸の内一丁目六番六号

所氏名 日本生命保険相互会社 ほか八名

建築敷地 渋谷区本町一丁目一番ほか

地域地区 商業地域、防火地域及び初台淀橋特定街区等

申請の概要

工事種別 改修
及び用途 事務所、劇場、展示場、物販店舗及び飲食店

敷地面積 約四四、〇九二平方メートル

建築面積 約三三、四五〇平方メートル

延べ面積 約三一一、四七一平方メートル
構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
地上五十四階地下四階
高さ 二三四・三七メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

東京都告示第十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年一月十九日(木曜日)午後二時半から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一四会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

建築敷地 江東区有明一丁目七番六ほか
 地域地区 第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心等
 有明北地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 体育館・観覧場・集会場、スポーツの練習場、飲食店、附属自動車庫及び自転車駐車場

敷地面積 約三六、五七七平方メートル

建築面積 約二五、四二六平方メートル

延べ面積 約四七、二九九平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造
 地上五階

高さ 三七・〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、豊海地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小池百合子

一 事業段階関係地域の範囲

中央区 豊海町、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、勝どき七丁目、勝どき八丁目、勝どき九丁目、勝どき十丁目、勝どき十一丁目、勝どき十二丁目、勝どき十三丁目、勝どき十四丁目、勝どき十五丁目、勝どき十六丁目、勝どき十七丁目、勝どき十八丁目、勝どき十九丁目、勝どき二十丁目、勝どき二十一丁目、勝どき二十二丁目、勝どき二十三丁目、勝どき二十四丁目、勝どき二十五丁目、勝どき二十六丁目、勝どき二十七丁目、勝どき二十八丁目、勝どき二十九丁目、勝どき三十丁目、勝どき三十一丁目、勝どき三十二丁目、勝どき三十三丁目、勝どき三十四丁目、勝どき三十五丁目、勝どき三十六丁目、勝どき三十七丁目、勝どき三十八丁目、勝どき三十九丁目、勝どき四十丁目、勝どき四十一丁目、勝どき四十二丁目、勝どき四十三丁目、勝どき四十四丁目、勝どき四十五丁目、勝どき四十六丁目、勝どき四十七丁目、勝どき四十八丁目、勝どき四十九丁目、勝どき五十丁目、勝どき五十一丁目、勝どき五十二丁目、勝どき五十三丁目、勝どき五十四丁目、勝どき五十五丁目、勝どき五十六丁目、勝どき五十七丁目、勝どき五十八丁目、勝どき五十九丁目、勝どき六十丁目、勝どき六十一丁目、勝どき六十二丁目、勝どき六十三丁目、勝どき六十四丁目、勝どき六十五丁目、勝どき六十六丁目、勝どき六十七丁目、勝どき六十八丁目、勝どき六十九丁目、勝どき七十丁目、勝どき七十一丁目、勝どき七十二丁目、勝どき七十三丁目、勝どき七十四丁目、勝どき七十五丁目、勝どき七十六丁目、勝どき七十七丁目、勝どき七十八丁目、勝どき七十九丁目、勝どき八十丁目、勝どき八十一丁目、勝どき八十二丁目、勝どき八十三丁目、勝どき八十四丁目、勝どき八十五丁目、勝どき八十六丁目、勝どき八十七丁目、勝どき八十八丁目、勝どき八十九丁目、勝どき九十丁目、勝どき九十一丁目、勝どき九十二丁目、勝どき九十三丁目、勝どき九十四丁目、勝どき九十五丁目、勝どき九十六丁目、勝どき九十七丁目、勝どき九十八丁目、勝どき九十九丁目、勝どき百丁目

どき六丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、築地五丁目及び浜離宮庭園の区域
 港区 海岸一丁目の区域
 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 豊海地区再開発準備組合
 理事長 衣川 洋
 中央区豊海町二番二十四号

三 対象事業の名称及び種類
 豊海地区第一種市街地再開発事業

四 対象事業の内容の概略
 住宅団地の新設、高層建築物の新築

五 対象事業は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置する中央区豊海町二番及び勝どき六丁目七番の一部の区域において、最高高さ約百八十九メートル、延べ面積約二十二万平方メートルの集合住宅(戸数二千五百五十戸)及び店舗等を主要用途とする高層建築物の建設を行うものである。

六 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
 事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

七 評価書案の縦覧

(一) 期間
 平成二十九年一月十一日から同年二月九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課
 中央区築地一丁目一番一号

イ 港区環境リサイクル支援部環境課
 港区芝公園一丁目五番二十五号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課
 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課
 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法
 持参又は郵送

(二) 記載事項
 ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
 イ 対象事業の名称
 ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限
 平成二十九年二月二十四日

(四) 提出先
 東京都環境局総務部環境政策課
 郵便番号一六三一一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)に示すとおりである。

なお、計画地は「東京都環境影響評価条例」第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に採ならず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、「東京都環境影響評価技術指針」に基づいて、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査及び予測・評価を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 建設機械からの排出量が最大となる時期の二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.059ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が50.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること)を満足する。なお、年平均値に対する建設機械の稼働による付加率は29.6%である。また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に換算した値は0.066mg/m³であり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であることを満足する。なお、年平均値に対する建設機械の稼働による付加率は20.6%である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 大型工事用車両の走行台数が最大となる時期の二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.046～0.048ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを満足する。なお、年平均値に対する工事用車両の走行による付加率は0.1～0.4%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に換算した値は0.054mg/m³であり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であることを満足する。なお、年平均値に対する工事用車両の走行による付加率は0.02～0.13%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 関連車両の台数が定常化する時期の二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.046ppmであり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを満足する。なお、年平均値に対する関連車両の走行による付加率は0.01未満～0.02%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間2%除外値)に換算した値は0.054mg/m³であり、環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であることを満足する。なお、年平均値に対する関連車両の走行による付加率は0.01%未満である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 計画地敷地境界における建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{eq})の最大値は、解体工事中(工事開始後6ヶ月目)に79.3dB(計画地南西側敷地境界)、新築工中(杭工事)中(工事開始後21ヶ月目)に76.4dB(計画地南西側敷地境界)と予測した。これは、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)の報告基準(80dB)を満足する。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 計画地敷地境界における建設機械の稼働に伴う振動レベル(L_v)の最大値は、解体工事中(工事開始後6ヶ月目)に69.5dB(計画地南西側敷地境界)、新築工中(杭工事)中(工事開始後21ヶ月目)に64.0dB(計画地北東側敷地境界)と予測した。これは、評価の指標とした「環境確保条例」の報告基準(70dB)を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 大型工事用車両の走行台数が最大となる時期の道路交通騒音レベル(L_{eq})は、昼間で64～70dBと予測した。これらは、評価の指標とした「環境確保条例」の規制基準(昼間65dB、夜間60dB)を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 大型工事用車両の走行台数が最大となる時期の道路交通振動レベル(L_v)は、昼間で31～56dB、夜間で30～54dBと予測した。これらは、評価の指標とした「環境確保条例」の規制基準(昼間65dB、夜間60dB)を満足する。</p> <p>【計画建築物による冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度】 計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、浜離宮庭園を除いて日影規制の指定を受けていない。 本事業では、計画建築物の配置や形状に配慮し、計画地周辺地域への日影の影響の低減に努めており、これにより、冬至日の平均地盤面+4mにおいて、日影規制が指定されている浜離宮恩賜庭園に計画建築物による1時間以上の日影が生じることはない。 また、日影の影響に特に配慮すべき施設等に計画建築物による2時間以上の日影が生じることはない。 また、計画地北側の住宅施設1棟の一部が3時間以上の日影が生じる範囲に入るものの、その他の住宅施設は3時間以上の日影が生じる範囲にはない。 以上のことから、計画建築物による日影は計画地北側の限られた範囲に留まり、周辺地域への日影の影響を抑制できていることから、計画地周辺に分布する配慮すべき施設等に対して、著しい日影を及ぼさないと評価する。</p>
3.日影	<p>工事の完了後</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4.電波障害	<p>【建築物等の設置による地上デジタル放送の遮蔽障害及び反射障害、並びに衛星放送の遮蔽障害】</p> <p>計画建築物の出現により、地上デジタル放送は広域局が計画地敷地境界から南西方向に最大距離で約40mの範囲、県域局は計画地敷地境界から南西方向に最大距離で約470mの範囲に遮蔽障害が発生すると予測する。</p> <p>衛星放送は、計画地敷地境界から北北東から北東方向に最大距離で約200mの範囲に遮蔽障害が発生すると予測する。</p> <p>計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合、調査を行った上で適切な方法を検討し対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されると考える。</p> <p>以上のことから、本事業に係る電波障害について、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」に適合すると評価する。</p>
5.風環境	<p>【計画建築物による計画地周辺の風環境の変化】</p> <p>計画建築物建設前の計画地周辺の風環境は、概ねランク1（住宅地の商店街、野外レストラン等）及びランク2（公園、住宅地等）であり、一部高層建築物近傍や東側運河の開けた領域にランク3（事務所街等）がみられた（2地点）。</p> <p>計画建築物建設後は、適切な防風対策を実施することにより、計画地内及び周辺地域の風環境に変化はあり、ランク1及び2の環境を維持することができ、計画建築物の建設により新たにランク3が発生することはないと予測する。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を与えることはないとして評価する。</p>
6.景観	<p>【計画建築物の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主な景観構成要素は、事務所建築物の立地割合が比較的高く、倉庫・運輸関係施設、公園教育施設に加えて古くからの田畑や高層の集合住宅である。そのほか、清澄通り沿いに比較的樹高の高い街路樹が生育しており、前述の倉庫・運輸関係施設や都市型居住施設などと統合した景観を形成している。</p> <p>また、広域には勝どき東地区再開発（計画甲）や運河を挟んだ晴海ふ頭で進められている（仮称）晴海五丁目西地区開発計画（計画甲）が、近い将来、新たな都市的景観構成要素として加わることになる。</p> <p>本事業で建設する高層建築物は、沿道景観や月島ふ頭を面する水辺を生かした景観、レインボーブリッジ等からの水面越しの視認も意識し、周辺の水辺沿いの高層建築物高さと比較し、同程度の計画建築物高さとし、一体的なスカイラインが形成され、新たな都市的景観構成要素として加わることから、臨海部を中心に高層建築物が建ち並ぶ景観と調和すると考える。また、高層建築物は、2棟構成で隣接間隔を確保し、壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと評価する。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6.景観	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域では計画建築物の存在感があるため、眺望は大きく変化するが、防欄堤整備や一体的なまちづくりのため、地盤を嵩上げする計画としており、その段差部分やスロープ部分を含めて、計画建築物外周には高・中・低木による緑を充実させていくことから、既存の街路樹と連続した緑化空間が創出され、魅力ある新たな眺望が形成されると考える。また、高層棟の建物コーナー部を面取りし、透明感のある素材を用いる等により、周辺に対して柔らかな馴染みのある外観とすることで、ポリエーム感を和らげる。</p> <p>中・遠景域の眺望地点からは、計画建築物は高層建築物として視認されるが、周辺の高層建築物と同程度の高さとして計画していることから、突出した印象はない。また、まじりのあるスカイラインの一端を担い、魅力ある都市景観の形成に寄与することから、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考える。また、高層建築物は、2棟構成で隣接間隔を確保し、壁面に変化をつけることにより、水面越しの見え方に配慮した景観になるものとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」及び「水辺を生かした景観形成」を満足するものと評価する。</p>
7.圧迫感	<p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、事務所、物流施設、集合住宅等が混在する立地特性があり、主に中高層建築物が建ち並ぶ地域である。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による地域全体の形態率の増加は、No.①が0.39%、No.②が10.1%、No.③が11.1%、No.④が8.9%となっている。</p> <p>高層部は分節化やコーナー部の工夫等、配置計画の考慮により、周辺近傍景観への面的な圧迫感の低減を図るとともに、高層部と分節された低層部周辺は、豊海運動公園（予定地）と一体的に利用できるように計画地の広場・オーブンスペースを整備することで、広がりや深みのある緑の拠点を創出する。</p> <p>また、計画建築物の北側及び西側には歩道状空地や歩行者通路を配置し、建築敷地境界から一定の距離をとるとともに、計画建築物外周や広場に高木植栽を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと評価する。</p>

●東京都告示第十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都大島支庁及び利島村役場において縦覧に供する。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
利島村	362001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	362001-K002		
	362001-K003		
	362001-K004		
	362001-K005		
	362001-K006		
	362001-K007		
	362001-K008		
	362001-K009		
	362001-K010		
	362001-K011		
	362001-K012		
	362001-K013		
	362001-K014		
	362001-K015		
	362001-K016		
	362001-K017		
	362001-K018		
	362001-K019		
	362001-K020		
	362001-K021		
	362001-K022		
	362001-K023		
	362001-K024		
	362001-K025		
	362001-K026		
362001-K027			
362001-K028			
362001-K029			
362001-K030			
362001-K031			
362001-K032			
362001-K033			
362001-K034			
362001-K035			
362001-K036			
362001-K037			
362001-K038			
362001-K039			
362001-K040			
362001-K041			
362001-K042			
362001-K043			
362001-K044			
362001-K045			
362001-K046			
362001-K047			
362001-K048			

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
利島村	362001-K049	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	362001-K050		
	362001-K051		
	362001-K052		
	362001-K053		
	362001-K054		
	362001-K055		
	362001-K056		
	362001-K057		
	362001-K058		
	362001-K059		
	362001-K060		
	362001-K061		
	362001-K062		
	362001-K063		
	362001-K064		
	362001-K065		
	362001-K066		
	362001-K067		
	362001-K068		
362001-K069			
362001-K070			
362001-K071			
362001-K072			
362001-K073			
362001-K074			
362001-K075			
362001-K076			
362001-K077			
362001-K078			
362001-K079			
362001-K080			
362001-K081			
362001-K082			
362001-K083			
362001-K084			
362001-K085			
362001-K086			
362001-K087			
362001-K088			
362001-K089			
362001-D001			
土石流			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
利島村	362001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	362001-K002			
	362001-K003			
	362001-K004			
	362001-K005			
	362001-K006			
	362001-K007			
	362001-K008			
	362001-K009			
	362001-K010			
	362001-K011			
	362001-K012			
	362001-K013			
	362001-K014			
	362001-K015			
	362001-K016			
	362001-K017			
	362001-K018			
	362001-K019			
	362001-K020			
362001-K021				
362001-K022				
362001-K023				
362001-K024				
362001-K025				
362001-K026				
362001-K027				
362001-K028				
362001-K029				
362001-K030				
362001-K031				
362001-K033				
362001-K034				
362001-K035				
362001-K037				
362001-K038				
362001-K039				
362001-K040				
362001-K041				
362001-K042				
362001-K044				
362001-K045				
362001-K046				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
利島村	362001-K047	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	362001-K048			
	362001-K049			
	362001-K050			
	362001-K051			
	362001-K052			
	362001-K053			
	362001-K054			
	362001-K055			
	362001-K056			
	362001-K057			
	362001-K058			
	362001-K059			
	362001-K060			
	362001-K061			
	362001-K062			
362001-K063				
362001-K065				
362001-K066				
362001-K067				
362001-K069				
362001-K070				
362001-K071				
362001-K072				
362001-K073				
362001-K074				
362001-K076				
362001-K077				
362001-K078				
362001-K079				
362001-K080				
362001-K081				
362001-K089				

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メンタルレスキュー協会

三 代表者の氏名

下園 壮太

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋三丁目一番四号 メゾンサンシャ

イン九三八号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、惨事に際しての心理的支援に必要な基本的事項の普及向上に関する事業を行い、国民生活の質の向上に寄与することを目的とする。
 （以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人次代の創造工房

三 代表者の氏名

秋澤 志篤

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町二丁目十二番六号 ミツリ麹町ビル3F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、児童養護施設への支援事業、将来のリーダー育成を目的とした教育事業、子どもの育成事業を行う団体への支援事業、自然環境保全活動に関わる事業、資源の現状課題と対応策を検討する活動への支援事業、普及啓発事業等を通じて、環境を形成する人・モノ・自然の関係を結び、対話を創出し、循環させていく新しい環境創りを行うことにより、我々をとりまく様々な環境の健全な発展と次世代を担う子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Living in Peace

三 代表者の氏名

慎 泰俊

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区月島四丁目十四番十一号 九〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、日本を含む世界の貧困問題に関する情報を広く集め、フォーラムの開催、書籍の出版及び翻訳を通して、貧困問題について広く一般市民を対象とした啓発・普及活動を行い、同時に、教育現場での講義・講演、児童の生活環境の整備への支援、児童への教育機会・成長機会の提供等の児童への働きかけを行い、世界の貧困削減及び児童の機会の平等を通じた日本の貧困削減に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おひさま会あかつき共同保育園

三 代表者の氏名

川村 高子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区足立三丁目十一番三十号 スコラタワー

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、保育施設の運営に関する事業を行い、子どもたち一人ひとりの育ちを保障し、安全で信頼される保育を行うとともに、多様な保育ニーズに応え、地域社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パーソナルケアサービスマジック

三 代表者の氏名

永戸 富美子

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市東町四丁目三十七番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、幼児を持つ勤労者、様々な事情で日常生活において援助を必要とする人々に対して、需要に応じたヘルパーをコーディネートし、これを派遣することにより、地域住民が互いに自立し、安心して生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会を創造することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会

議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計画 東京都市計画地区計画虎ノ門・麻布
画建築物等整備
事業に係る都市
計画に定めるべ
き事項の種類

二 当該事項を定め
る土地の区域
決定する区域
港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目
及び六本木三丁目各地点
及び六本木三丁目各地点

三 区域
別図のとおり

四 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側) 及び港区役所

五 縦覧期間
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
虎ノ門・麻布台地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認（平成24年公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（28都市基幹第284号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）28都市基幹第72号、平成28年6月20日

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成二十八年十二月五日

別記一

グレードA

認定番号

GAA-六三〇〇一

GAA-六三〇〇二

GAA-六三〇〇三

GAA-六三〇〇四

GAA-六三〇〇五

GAA-六三〇〇六

GAA-六三〇〇七

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

代表型式の名称

CG-3000

K-2000SEIGほか1型式

K-2500SEIGほか1型式

K-3000SEIG

AXGP850F2Zほか31型式

GXYAP850Dほか31型式

UGH450T1Dほか26型式

申請者の氏名又は名称

株式会社ヒラカワ

株式会社IH1汎用ボイラー

同右

同右

アイシン精機株式会社

ダイキン工業株式会社

パナソニック株式会社

別記二

グレードA

認定番号

GAX-六三〇〇一

GAX-六三〇〇二

GAX-六三〇〇三

GAX-六三〇〇四

GAX-六三〇〇五

GAX-六三〇〇六

GAX-六三〇〇七

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

代表型式の名称

CL-400GM型

CL-500GM型

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

申請者の氏名又は名称

小片鉄工株式会社

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 オークー成城店
- 二 店舗所在地 世田谷区成城三丁目十八番三号
- 三 設置者名 オークー株式会社
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 五 変更前の設置者住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
- 六 変更後の設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 七 変更前の設置者の代表者名 飯田 勸
- 八 変更後の設置者の代表者名 二宮 涼太郎

代表者名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 オークー株式会社

十 変更前の小売業者の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号

十一 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

十二 変更前の小売業者の代表者名 飯田 勸

十三 変更後の小売業者の代表者名 二宮 涼太郎

十四 変更日 平成二十八年九月十九日ほか

十五 届出日 平成二十八年十二月十三日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成二十九年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 オークー新用賀店
- 二 店舗所在地 世田谷区用賀四丁目二十一番一号
- 三 設置者名 オークー株式会社
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 五 変更前の店舗名 オークーDC用賀店
- 六 変更後の店舗名 オークー新用賀店

七 変更前の設置者住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号

八 変更後の設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

九 変更前の設置者の代表者名 飯田 勸

十 変更後の設置者の代表者名 二宮 涼太郎

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 オークー株式会社

十二 変更前の小売業者の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号

十三 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

十四 変更前の小売業者の代表者名 飯田 勸

十五 変更後の小売業者の代表者名 二宮 涼太郎

十六 変更日 平成二十八年九月十九日ほか

十七 届出日 平成二十八年十二月十三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十九年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 FSビル

二	店舗所在地	足立区一ツ家二丁目十二番十二号
三	設置者名	有限会社F&S
四	設置者住所	足立区一ツ家二丁目十二番十七号
五	変更前の店舗名	(仮称)FSビル
六	変更後の店舗名	FSビル
七	変更前の店舗所在地	足立区一ツ家二丁目十二番地三ほか八筆
八	変更後の店舗所在地	足立区一ツ家二丁目十二番十二号
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	オーケー株式会社
十	変更前の小売業者の住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
十一	変更後の小売業者の住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
十二	変更前の小売業者の代表者名	飯田 勸
十三	変更後の小売業者の代表者名	二宮 涼太郎
十四	変更日	平成二十八年九月十九日ほか
十五	届出日	平成二十八年十二月十三日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	平成二十九年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	オーケー国分寺店
二	店舗所在地	国分寺市本多二丁目三番一号
三	設置者名	オーケー株式会社
四	設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
五	変更前の設置者住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
六	変更後の設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
七	変更前の設置者の代表者名	飯田 勸
八	変更後の設置者の代表者名	二宮 涼太郎
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	オーケー株式会社
十	変更前の小売業者の住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
十一	変更後の小売業者の住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
十二	変更前の小売業者の代表者名	飯田 勸
十三	変更後の小売業者の代表者名	二宮 涼太郎
十四	変更日	平成二十八年九月十九日ほか
十五	届出日	平成二十八年十二月十三日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	平成二十九年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	オーケー亀戸店
二	店舗所在地	江東区亀戸九丁目四番五号
三	設置者名	オーケー株式会社
四	設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
五	変更前の店舗所在地	江東区亀戸九丁目二百六十六番二地
六	変更後の店舗所在地	江東区亀戸九丁目四番五号
七	変更前の設置者住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
八	変更後の設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
九	変更前の設置者の代表者名	飯田 勸
十	変更後の設置者の代表者名	二宮 涼太郎
十一	変更を行った小売業者の氏名又は名称	オーケー株式会社
十二	変更前の小売業者の住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
十三	変更後の小売業者の住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
十四	変更前の小売業者の代表者名	飯田 勸
十五	変更後の小売業者の代表者名	二宮 涼太郎

者の代表者名	十六 変更日	十七 届出日	十八 縦覧場所	十九 縦覧期間	二十 縦覧時間
	平成二十八年九月十九日ほか	平成二十八年十二月十三日	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）	平成二十九年一月十一日から同年五月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。